

相続税法

本試験問題

〔第二問〕

1 被相続人甲は、平成28年5月6日に死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。

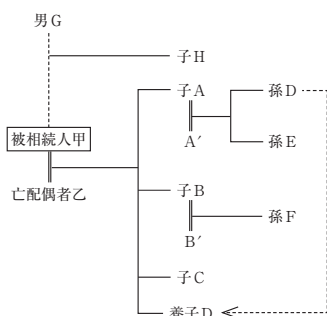
なお、甲は平成26年4月に自宅から10kmほど離れた有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下、「老人ホーム」という。）に入所しており、この老人ホーム内で死亡した。また、甲は相談の開始の直前において介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けていた。

(2) 居宅Jは、子Aへ遺贈する。

居宅J（固定資産税評価額24,000,000円）は、従前から被相続人甲、亡配偶者乙、子A及びA'が居住する自宅であり、亡配偶者乙が他界し被相続人甲が老人ホームに入所した後は、子A及びA'が引き続き居住していた。なお被相続人甲は、老人ホームへの入所の直前において子Aと生計を一にしていた。また、居宅Jを遺贈により取得した子Aは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、A'とともに引き続き居宅Jに居住している。

〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- ① 被相続人甲は、大正13年3月14日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 相続人等は、相続開始時においてすべて20歳以上であり、日本国籍を有し、日本国内に住所を有していた。
- 3 亡配偶者乙は、平成26年1月10日に死亡した。なお、亡配偶者乙は、大正11年7月10日生まれで、相続開始の時まで日本国内に住所を有していた。
- 4 子C（昭和26年8月7日生まれ）は、平成15年10月に身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が2級である者として記載されている者である。なお、相続開始時においても同様の状況にある。
- 5 孫D（昭和58年11月5日生まれ）は、平成15年に被相続人甲及び亡配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

TAC予想問題

●直前予想答練 第1回〔第二問〕

1 被相続人甲は、平成28年4月24日に死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。

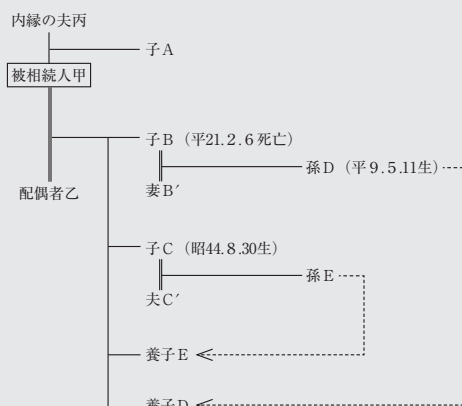
なお、被相続人甲は、平成28年1月に自宅から5kmほど離れた特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下、「老人ホーム」という。）に入所しており、この老人ホームの入所中に交通事故により死亡した。また、被相続人甲は相続の開始の直前において介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けていた。

(2) 「居宅G（300㎡）は子Aへ遺贈する。」

上記(1)の宅地Fの上に建てられている家屋で、固定資産税評価額は30,000,000円である。居宅Gは、従前から被相続人甲、子A及び妻A'が居住する自宅である。被相続人甲が老人ホームに入所した後は、子A及び妻A'が居住していた。なお、子Aは相続税の納税のため平成29年1月に居宅G及び(1)の宅地Fの売買契約を締結しており、手付金として平成29年1月（契約締結時）に15,000,000円、残金として平成29年3月（引渡時）に85,000,000円を取得している。また、子A及び妻A'は相続税の申告期限まで引き続き居宅Gに居住している。

●直前予想答練 第3回〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



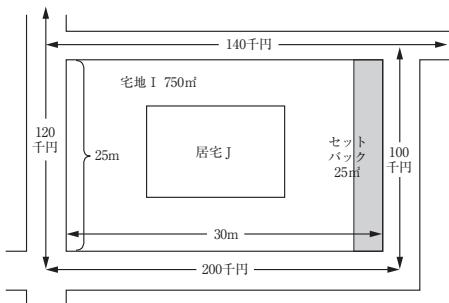
- ① 被相続人甲は、相続開始時において、日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。相続人等もすべて日本国内に住所を有している。
- 2 被相続人甲は、昭和11年9月5日生まれであり、相続人等で生年月日の表示のない者はすべて被相続人甲の相続開始時において20歳以上である。
- 3 相続開始時において、子Bは死亡している。
- 4 子Cは、身体障害者手帳の交付を受けており、等級は3級である。
- 5 養子D及び養子Eは、いずれも被相続人甲の孫であるが、平成23年1月に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

ズバリ的中!

〔第二問〕

宅地Iは、子Aへ遺贈する。

宅地Iは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、その形状は長方形である。宅地Iのうちセットバックとして図示した25㎡の部分は、建築基準法第42条第2項に規定する道路に面しており、将来、建物の建替え時等に同法の規定に基づき道路敷きとして提供しなければならない部分である。



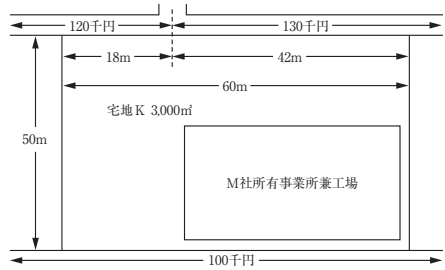
〔第二問〕

(3) 宅地Kは、子Aに遺贈する。

宅地Kは、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地は、後記M社所有の事務所兼工場の敷地として、賃貸借契約によりM社に対し相当の地代で貸し付けていた。この貸付けに当たり、権利金の授受は無く、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代はなかった。

なお、宅地Kを遺贈により取得した子Aは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、M社に対する宅地Kの賃貸借を継続しており、M社は同社の事業の用に供している。



〔第二問〕

(4) 宅地Lは、子Cに遺贈する。

宅地Lは、倍率地域に所在する宅地であり、その面積は500㎡である。宅地Lの平成28年分固定資産税評価額は20,000,000円であり、倍率は1.1倍である。

〔第二問〕

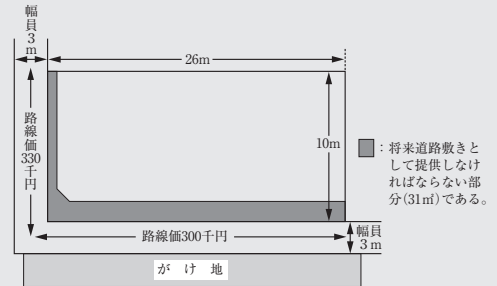
(7) N銀行O支店の証券投資信託受益証券10,000,000口は、子Hに遺贈する。なお、この証券投資信託受益証券は日々決算型であり、その内容は次のとおりである。

イ	1口あたりの基準価額	1円
ロ	再投資されていない未収分配金	20,000円
ハ	信託財産留保額及び解約手数料	なし

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

(1) 宅地I（260㎡）は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



幅員3mの道路に接する部分は、将来、下記(2)の家屋の建替え時に、現在の道路の境界線から後退（セットバック）して道路敷きとして提供しなければならないことが判明している。

●全国公開模試〔第二問〕

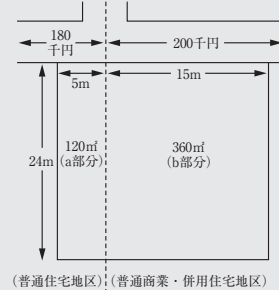
(3) 宅地Iは、配偶者乙に遺贈する。

宅地Iは、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Iは、面積等を勘案すると主な効果を果たしている

地域は普通商業・併用住宅地区である。

また、a部分とb部分を合理的に区分することができる。



●補助問題 第2回

(7) K市に所在する宅地 160㎡

この宅地は、倍率方式により評価する地域に所在し、その評価に必要な資料は次のとおりである。なお、この宅地は、被相続人甲が賃貸借契約により友人丁に貸し付けていたものであり、友人丁はこの宅地の上に家屋を建てて自己の居住用家屋として使用している。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

② 中期国債ファンドの受益証券 口数 20,000,000口

この受益証券の内容は、次のとおりである。

課税時期において再投資されていない	
未収分配金の額	1,000円
1口あたりの基準価額	1円
信託財産留保額	2,160円

ズバリ的中!

〔第二問〕

- 5 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区 分	Q生命保険	R生命保険	S生命保険
保険契約者	被相続人甲	子B	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	養子D
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
保険金受取人	養子D $\frac{1}{2}$ 、孫E $\frac{1}{2}$	子B	養子D
保険金額	40,000,000円	20,000,000円	10,000,000円
払込済保険料	36,000,000円	18,000,000円	7,000,000円

- ① 1 生命保険契約は、いずれも日本に本店のある生命保険会社との契約である。
 2 相続開始時において、S生命保険会社との保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は8,000,000円である。なお、この生命保険契約の契約者の地位は、その生命保険契約の保険約款の定めにより養子Dが引き継ぐこととなった。
 3 これらの生命保険契約のうち、保険事故が発生したものに係る保険金は、各契約の保険金受取人とされた者が受領した。

〔第二問〕

- 9 被相続人甲の生前において、被相続人甲の相続人等は、次のとおり贈与を受けており、平成27年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。
 なお、受贈者はいずれも、本問に記述がある者からの贈与以外の贈与を受けていない。

贈与年月日	贈与者	受 贈 者	受贈財産	贈与時の時価
平成23年4月25日	被相続人甲	子C	現金	27,000,000円
平成25年3月15日	被相続人甲	子A	現金	2,500,000円
平成25年8月1日	被相続人甲	孫E	U社株式	2,000,000円
平成25年8月1日	亡配偶者乙	孫E	証券投資信託	3,000,000円
平成26年7月22日	被相続人甲	孫E	現金	2,000,000円
平成27年9月15日	子A	孫F	現金	2,000,000円
平成27年9月16日	被相続人甲	孫F	現金	7,000,000円
平成27年9月30日	被相続人甲	子C	現金	1,000,000円
平成28年1月7日	被相続人甲	代表者の定めのある人格のない社団V	現金	2,000,000円

〔第二問〕

- 10 亡配偶者乙の死亡に伴う相続税の申告内容のうち、被相続人甲及び子Cの相続税の計算に関する事項は次のとおりである。

- (1) 亡配偶者乙の死亡に伴い、被相続人甲は次のとおり財産を取得している。

遺贈財産の価額	100,000,000円
相続財産の価額	90,000,000円
生命保険金等の額	50,000,000円
同上の非課税額	△25,000,000円
債務控除額	△15,000,000円
生前贈与加算額	10,000,000円
課税価格	210,000,000円
課された相続税額	10,000,000円

- ② 課された相続税額には延滞税、利子税、各種加算税の額を含んでいない。

〔第二問〕

- (8) 被相続人甲の友人Pに対する貸付金債権10,000,000円は、子Cに遺贈する。

この貸付金の内容は次のとおりである。なお、友人Pの財政状態は良好であり、利息の支払いに遅延はない。

イ 貸付日	平成27年3月31日
ロ 約定期間	2年
ハ 利率及び利払日	年1.46%、年1回（3月31日）後払い
ニ 利息の計算	日割（貸付日は利息の計算期間に算入しない。）

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

- (1) 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区 分	V生命保険	W生命保険	X生命保険
保険契約者	養子C	養子B'	姉 A
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	夫 A'
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 $\frac{1}{3}$	被相続人甲 $\frac{2}{3}$
		養子B' $\frac{2}{3}$	夫A' $\frac{1}{3}$
保険金受取人	配偶者乙	甥 F	姉 A
契約保険金額	40,000,000円	30,000,000円	24,000,000円
払込保険料	10,000,000円	5,100,000円	9,000,000円

- ① 1 生命保険契約は、いずれも日本に本店のある保険会社とのものである。
 2 V生命保険契約については、契約保険金額から契約者貸付金の額4,000,000円を控除した残額が保険金受取人に支払われた。
 3 相続開始時において、X生命保険会社との保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は6,000,000円である。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕

- 9 被相続人甲の生前において、被相続人甲の相続人等は、次のとおり贈与を受けており、平成27年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。

なお、受贈者はいずれも、本問に記述があるものからの贈与以外の贈与を受けておらず、相続時精算課税の適用を受けた者はいない。

贈与年月日	贈与者	受 贈 者	受贈財産	贈与時の時価
平成25年2月2日	被相続人甲	配偶者丙	現金	3,000,000円
平成25年8月8日	被相続人甲	配偶者丙	居住用家屋	24,000,000円
平成26年3月3日	被相続人甲	人格のない社団K会	現金	5,000,000円
平成26年9月9日	配偶者丙	人格のない社団K会	現金	3,000,000円
平成27年5月5日	被相続人甲	子A	現金	1,000,000円
平成27年10月10日	被相続人甲	子B	別荘及び別荘地	—

●補助問題 第3回

- 10 配偶者乙死亡の際の相続税の申告内容は次表のとおりである。配偶者乙の相続において相続の放棄をした者はいない。

なお、子Bは、配偶者乙死亡時においては一般障害者であった。

項 目	被相続人甲	子 A	子 B	子 C
純 資 産 価 額	230,000,000円	30,000,000円	30,000,000円	30,000,000円
生前贈与加算額	—	—	10,000,000円	—
課 税 価 格	230,000,000円	30,000,000円	40,000,000円	30,000,000円
算 出 相 続 税 額	34,300,000円	4,410,000円	5,880,000円	4,410,000円
贈与税額控除額	—	—	2,310,000円	—
配偶者の税額軽減額	24,500,000円	—	—	—
障害者控除額	—	—	5,880,000円	—
納 付 税 額	9,800,000円	4,410,000円	1,470,000円	4,410,000円

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

- ⑫ 貸付金債権は、姉Aが取得する。

この貸付金債権は、上記(8)のP社の取引先に対するもので、その内容は次のとおりである。

① 元本の額	3,000,000円
② 貸付日	平成27年10月5日
③ 年利率	年1.5%
④ 約定期間	3年
⑤ 利息の計算	月割（1月末満の端数は、1月とする。）

ズバリ的中!

〔第二問〕

へ M社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成28年3月期末以前1年間の年配当金額	10,000,000円	
平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	5,000,000円	
平成26年3月期末以前1年間の年配当金額	2,500,000円	
平成28年3月期末以前1年間の利益金額	50,000,000円	非経常的な利益はない
平成27年3月期末以前1年間の利益金額	2,000,000円	非経常的な利益はない
平成26年3月期末以前1年間の利益金額	40,000,000円	非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	220,000,000円	

- ① 1 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として支払われている。
- 2 平成27年5月29日開催の定時株主総会の決議により同月31日を効力発生日として同年6月1日に支払われた配当金には、50周年記念配当5,000,000円を含んでいる。
- 3 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
- 4 平成27年3月期末以前1年間の利益金額は、非経常的な損失として特別損失に計上した亡配偶者乙の死亡退職金30,000,000円が控除されている。なお、この死亡退職金は、法人税法上金額が損金の額に算入されるべきものである。
- 5 類似業種比準価額を計算する場合のM社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト M社の平成28年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額 ②	負債の合計額 ③
帳簿価額	750,000,000円	500,000,000円
相統税評価額	900,000,000円	500,000,000円

- ① 1 M社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
- 2 平成28年4月11日に納税通知を受けた平成28年度の固定資産税2,500,000円は、負債に計上されていない。
- 3 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は12,000,000円、消費税等の未払いの金額は15,000,000円である。これらの金額は、いずれも負債に計上されていない。
- 4 M社は、平成28年5月26日定時株主総会で、5月末日を交付の効力発生日として、一株当たり100円の配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。

〔第二問〕

- 8 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、すべて子Aが負担した。
- 通夜の費用（寺院への支払）：300,000円、葬儀の費用（寺院への支払）：1,000,000円、戒名料：1,000,000円、香典返戻費用：800,000円、通夜・葬儀の費用（葬儀会社への支払）：1,500,000円。
- なお、通夜・葬儀の参列者から受領した香典1,500,000円は子Aが受領した。

〔第二問〕

- (3) 宅地Kは、子Aに遺贈する。
- 宅地Kは、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。
- この宅地は、後記M社所有の事務所兼工場の敷地として、賃貸借契約によりM社に対し相当の地代で貸し付けていた。この貸付けに当たり、権利金の授受は無く、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代はなかった。
- なお、宅地Kを遺贈により取得した子Aは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、M社に対する宅地Kの賃貸借を継続しており、M社は同社の事業の用に供している。

●全国公開模試〔第二問〕

へ M社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成29年3月期末以前1年間の年配当金額	8,750,000円	
平成28年3月期末以前1年間の年配当金額	7,000,000円	
平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	6,650,000円	
平成29年3月期末以前1年間の利益金額	145,000,000円	非経常的な利益はない
平成28年3月期末以前1年間の利益金額	140,000,000円	非経常的な利益はない
平成27年3月期末以前1年間の利益金額	133,000,000円	非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	450,000,000円	
直前々期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	320,000,000円	

- ① 1 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として毎年5月25日に行われる定時株主総会の決議によるものであり、非経常的な配当はない。
- 2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
- 3 類似業種比準価額を計算する場合のM社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト M社の平成28年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額 ②	負債の合計額 ③
帳簿価額	981,376,000円	254,000,000円
相統税評価額	1,103,200,000円	254,000,000円

- ① 1 M社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
- 2 平成28年4月11日に納税通知を受けた平成28年度の固定資産税1,800,000円は負債に計上されていない。
- 3 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は25,000,000円、消費税等の未払いの金額は17,000,000円であり、いずれも負債に計上されていない。
- 4 M社の被相続人甲の死亡に対して、社葬を行った。社葬に要した費用は2,500,000円であり、法人税法上、全額損金に算入されている。なお、会葬者が持参した香典500,000円はM社が取得した。
- 5 M社は、平成28年5月25日定時株主総会で、直前期末を基準日として配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕

- 8 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、すべて子Aが負担した。
- 通夜の費用（寺院への支払）：200,000円、葬儀の費用（寺院への支払）：1,700,000円、戒名料：450,000円、香典返戻費用：300,000円、通夜・葬儀の費用（葬儀会社への支払）：1,400,000円。
- なお、通夜・葬儀の参列者から受領した香典600,000円は子Aが受領した。

●オープン模試〔第二問〕

- (2) 宅地Hは、子Cへ遺贈する。
- 宅地Hは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は上記①のとおりである。
- この宅地は、後記⑤のN社所有の事務所の敷地として、賃貸借契約によりN社に貸し付けていた。この貸し付けにあたり、権利金の授受はなく、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代はなかった。
- なお、宅地Hを取得した子Cは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、N社に対する宅地Hの賃貸借を継続しており、N社は同社の事業の用に供している。

ズバリ的中!